

PTA 細則 新旧対照表 (令和3年2月27日改正)

(傍線部分は改正部分)

新	旧	備考欄
<p>◎ 第1章 役員・会計監査委員・常置委員長・人権協常任委員の選挙および就任</p> <p>第1条</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、前号の場合も、その氏名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。但し、指名の同意が得られず、役員・会計監査委員・常置委員長の定員に満たない場合は、<u>下記条件を満たす会員から抽選で選出する。なお、抽選により選出された会員は原則引き受けるものとする。</u></p> <p><u>【条件】：次年度高学年（現3年生から現5年生）の在籍児童がいる会員。</u></p> <p><u>但し、以下のいずれかに該当する場合を除く。</u></p> <p>(ア) <u>今年度までに本人及び兄弟姉妹（現1年生～現6年生）を含め常置委員を経験した会員。なお、常置委員経験に卒業生は含まない。</u></p> <p>(イ) <u>前年度3月終了式時点で在籍していない会員。</u></p>	<p>◎ 第1章 役員・会計監査委員・常置委員長・人権協常任委員の選挙および就任</p> <p>第1条</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、前号の場合も、その氏名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。但し、指名の同意が得られず、役員・会計監査委員・常置委員長の定員に満たない場合は、<u>常置委員未経験者の中から抽選で選出し、指名候補とする。</u></p>	<p>(変更)</p>